

平成 30 年度高知県中小企業等融資制度大綱

1 目的

平成 30 年度の高知県中小企業等融資制度の基本的事項及び各融資制度要綱の共通事項を規定し、事務取扱いの適正化及び効率化を図る。

2 各要綱の用語の意義

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

次の表に掲げる資本金又は従業員数のいずれかに該当すること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

イ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 3 号から第 11 号まで

次に掲げる組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの
 中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同小組合及び連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）、内航海運組合（同連合会）等

- (2) 「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号（同項第 2 号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

業 種	従 業 員
商業・サービス業	5 人以下
その他の業種	20 人以下

イ 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 2 号

常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 3 号から第 7 号まで

次の組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの
 事業協同小組合、企業組合、協業組合、医療法人、特定非営利活動法人等

- (3) 「商工会等」とは、所管の商工会、商工会議所及び高知県商工会連合会をいう。
 (4) 「協会」とは、高知県信用保証協会をいう。
 (5) 「センター」とは、公益社団法人高知県産業振興センターをいう。
 (6) 「指定事業」とは、協会による信用保証の対象となる業種に属するものをいう。
 (7) 「1 年以上引き続き同一の指定事業を営む」その他これに類する表現については、当該事業の継続した営業実績

が1年その他それぞれ規定する期間以上であり、事業の継続性が確実であると認められることを意味する。

3 助成措置

県は、高知県中小企業等融資制度に基づく貸付けに対して協会が信用保証を行った場合は、中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱に定めるところにより、協会に対し、保証料の補給を行う。

4 貸付対象要件

- (1) 制度利用に当たっては、原則として、県税を滞納していないこと（県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資制度を利用する場合を除く。）
- (2) 許認可、登録、届出等を要する事業については、現に許認可等を受けている、又は既に主務官庁等に必要書類を提出しており、許認可等を受けることが確実でなければならない。
- (3) 毎年定期的に行う季節的的事业については、当該事業が指定事業である場合は、対象とする。

5 貸付条件

- (1) 各融資の資金使途、償還期間及び据置期間、貸付限度額、貸付利率並びに保証料率及び保証の付与等については、別表第1に定めるところとする。
- (2) 資金使途は、原則として、同一の指定事業に係るものでなければならない（安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資、事業環境整備促進融資（環境保全促進）、事業展開支援融資及び事業再生計画実施支援融資を除く。）
- (3) 貸付けは、下請経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として証書貸付けとする。
- (4) 償還は、下請経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として分割償還（元金均等）とし、取扱金融機関所定の方式により行う。
- (5) 中核企業支援融資以外は、協会の信用保証を必要とする。
なお、保証料は、原則一括前払とする。ただし、協会が他の支払方法を認めた場合は、この限りでない。
- (6) 担保の付与は、特別小口融資、小口零細企業融資、流動資産担保融資及び創業者等応援融資（創業Ⅰ型及び創業Ⅱ型）を除いて、原則として保証付きの場合は協会、保証を付さない場合は取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証人の付与は、特別小口融資、小口零細企業融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として保証付きの場合は協会、保証を付さない場合は取扱金融機関の定めるところによる。

6 貸付手続

貸付けに係る認定先等は別表第2に定めるところによるほか、手続については、次のとおりとする。

- (1) 商工会等の認定により経由金利が適用される融資
 - ア 経由金利の適用を希望する商工会等の会員は、所管の商工会等に、別表第2に定める関係様式及び7に定める添付書類のほか、商工会等の指示する書類を提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない。
 - イ 認定申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めたときは、借入希望者から提出された書類に別記様式13による認定書を添付して協会へ送付するものとする。
 - ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するとともに、所管の商工会等にその旨を通知するものとする。
- (2) 県の認定を要する融資（事業再生支援融資を除く。）
 - ア 借入希望者は、別表第2に定める関係様式等に必要書類を添えて県に提出しなければならない。
 - イ 県は、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、各融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者及び取扱金融機関（保証付きの場合には、協会を含む。）に通知するものとする。
 - ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、保証付きの場合には7に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。
 - エ 保証付きの場合、協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式 16 による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

(3) 協会又は金融機関へ直接申し込む融資

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式及び 7 に掲げる添付書類のほか必要な書類を添付の上、協会又は取扱金融機関に保証申込みをしなければならない。

イ 創業者等応援融資を利用し、新たに事業を始める場合は、協会は、現地調査を行うとともに、借入希望者等から聞き取り調査を行わなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(4) 小規模企業融資

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式等に必要な書類を添付して、商工会等に提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない。

イ 申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めるときは、7 に定める添付書類に推薦書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(5) 事業再生支援融資

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式等に必要な書類を貼付して、再生支援機関（中小企業再生支援協議会、整理回収機構及び借入希望者の経営改善計画の策定を支援している金融機関をいう。以下同じ。）を通じて県に提出しなければならない。

イ 県は、融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者、再生支援機関、協会及び取扱金融機関に通知するものとする。

ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、7 に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

エ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者に信用保証承諾通知書を、取扱金融機関に信用保証書をそれぞれ送付するとともに再生支援機関にその旨を通知するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式 16 による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

7 借入申込みの添付書類

借入申込みの際には、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書及び連帯保証人信用状況表（保証付きの場合）
- (2) 法人の登記事項証明書及び定款
- (3) 決算書及び最近の試算表
- (4) 設備投資に係る見積書又は契約書及び図面等
- (5) 許認可等の必要なものは、その写し又は申請書の写し
- (6) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類（県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資制度を利用する場合を除く。）
 - ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書（課税がない場合は課税がない旨の証明書）（特別小口融資を利用する場合は過去 1 年間の納税証明書）
 - イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書（課税がない場合は、課税がない旨の証明書）
 - ウ 事業開始後 1 年未満の者（新規創業者を含む。）は、事業開始前に創業者個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類
 - エ 個人事業者が法人を設立（法人成り）して 1 年未満の場合は、当該個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、融資制度運用上必要があると認められる書類

8 取扱金融機関

- (1) 取扱金融機関は、原則として次のとおりとする。

四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、みずほ銀行、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行及び信用組合広島商銀の県内支店並びに高知県信用農業協同組合連合会、高知県農業協同組合、高知市農業協同組合及び土佐くろしお農業協同組合

- (2) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関に限る。
- (3) 中核企業支援融資については、(1)に定める機関のほか、県が取扱金融機関とすることが適当であると認める者を追加することがある。
- (4) 災害対策特別融資については、(1)の既定にかかわらず、融資適用の都度定める。

9 関係機関の責務

- (1) 借入者は、各融資の借入金を他に転貸する、生活資金に消費する等の目的外使用を行ってはならない。
- (2) 借入者は、商工会等、協会及び取扱金融機関の指導に従わなければならない。
- (3) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、当融資制度の実施により知り得た情報（経営上の情報のみならず、個人情報も含む。）を、当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。
- (4) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、融資制度に便乗し、犯罪、不正、不詳事件等が発生しないよう、事故防止には特別に配慮するとともに、この融資制度による借入金を他に転貸し、事業資金以外に流用し、生活資金に消費する等の融資制度の悪用、乱用等のないよう厳に指導する。
- (5) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、各融資の目的を考慮して借入者の経営指導等についても特別に配慮しなければならない。
- (6) 協会及び取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は融資制度対象としての欠格が生じた場合は、実情調査の上、場合によっては直ちに繰上償還、保証取消（解約）等の措置をとる。
- (7) 取扱金融機関は、各融資による貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

10 報告

- (1) 取扱金融機関は、知事の認定を要する融資の貸付けを実行した場合及び県の認定を要しない融資であって保証を付さない貸付けを実行した場合は、別記様式16による貸付実行報告書を速やかに知事に提出すること。
- (2) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還方法の変更を行った場合は、別記様式17による償還状況等変更報告書を知事に提出すること。
- (3) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還が完了し、残債務がなくなった場合は、別記様式18による完済報告書を知事に提出すること。

11 調査等

知事は、必要があると認めるときは各融資の借入者、商工会等、協会及び取扱金融機関に対し、貸付状況等について調査を行うものとする。

12 取扱期間

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、原則として、別表第1備考2に定める償還期間の起算日及び貸付実行日が当該期間内に含まれる。
- (2) 季節融資については、原則として、次に掲げる期間内に貸付けが実行されなければならない。
 - ア 上半期は、平成30年5月20日から平成30年8月31日まで
 - イ 下半期は、平成30年10月1日から平成30年12月31日まで
- (3) 災害対策特別融資については、制度適用の都度、知事が別に定める。

13 その他

各融資制度要綱等に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める